

札幌市環境教育基本方針骨子案（H31年3月改定予定）

もくじ

第1	基本方針の改定にあたって	1
1	改定の背景	1
(1)	第2次札幌市環境基本計画の策定	1
(2)	札幌市教育振興基本計画の策定	1
(3)	学習指導要領の改定	1
(4)	環境教育等促進法の制定・施行	2
2	改定の目的	2
第2	札幌市の環境教育・環境学習の基本的な事項	3
1	基本的な考え方	3
2	札幌市の環境教育・環境学習の基本理念	3
3	本基本方針における環境教育・環境学習とその分野	3
(1)	環境教育とは	3
(2)	環境教育・環境学習の対象分野	3
ア	大気、水、土壌その他の環境の保全	4
イ	低炭素社会の実現	4
ウ	循環型社会の実現	4
エ	自然共生社会の実現	4
4	目指す将来像	5
5	本方針の位置付け	5
第3	札幌市の環境教育・環境学習の取組	6
1	環境教育・環境学習の取組の方向性	6
(1)	関心を持つ人・理解する人を増やす取組	6
(2)	考える人・実行する人を増やす取組	6
(3)	リードする人・広げる人を増やす取組	6
2	環境教育・環境学習の取組の柱	6
(1)	子ども世代を対象とした取組	6
ア	学校などの教育機関で行われる環境教育の支援	6
イ	教育機関以外の環境教育・環境学習の場と機会の充実	7
(2)	大人世代を対象とした取組	8
ア	環境教育・環境学習の場と機会の充実	8
イ	環境教育・環境学習に関する情報の収集と発信	8
3	取組に際して考慮すべき事柄	9
(1)	札幌市特有の自然や社会特性を踏まえて行う	9
(2)	自然からの恩恵や自然との共生を大切にする感性を重視する	9

(3) エコライフの実践を目指す	9
(4) 体験を重視する	10
(5) 生涯にわたって環境学習を支援する	10
(6) 受け入れられやすい寛容な態度で行う	11
(7) 取組の効果を意識して行う	11
4 環境教育・環境学習の主体に期待される役割	12
(1) 学校など	12
ア 学びと実践の場	12
イ 教員の知識・意識・能力向上	12
(2) 家庭	12
(3) 地域	13
ア 地域団体で行われる環境教育・環境学習	13
イ さまざまな組織の連携・協働	13
(4) 事業者	13
ア 職場内での環境教育・環境学習	13
イ 地域社会への貢献	13
(5) 環境関連施設	13
ア 各施設の得意分野を生かした環境教育・学習	13
イ 関連施設の情報提供	14
(6) 札幌市	14
ア 各主体への支援、情報提供	14
イ 各主体間の連携・協働の支援	14
第4 環境教育・環境学習の評価と改善	14
1 推進体制	14
2 点検・評価・改善	14

第1 基本方針の改定にあたって

1 改定の背景

(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定

平成30年3月に第2次札幌市環境基本計画が策定される。

この計画では2050年に向けた札幌の環境の将来像を、【次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」】とし、そこから遡って2030年の長期的な目標と施策の方向を5つの柱として定めている。

施策の方向として挙げられた5つの柱は、

- ① 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現
- ② 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現
- ③ 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現
- ④ 都市と自然が調和した自然共生社会の実現
- ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

である。

これらのうち「⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進」の施策の方向として、幅広い世代への環境教育・学習の推進を掲げ、学校で行われる環境教育活動の支援をはじめとして、持続可能な都市の形成に向けて環境教育・学習を推進していくこととしている。

(2) 札幌市教育振興基本計画の策定

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的に、平成26年(2014年)2月に札幌市教育振興基本計画を策定し、さまざまな教育施策を進めている。

この計画では、世界の人々や次世代への思いをもって、平和や環境と自分との関係性を考え、よりよく生きようとする態度を育てていくこととしている。

平成21年度から取り組んでいる「札幌らしい特色ある学校教育」においては、その中核として「雪」「環境」「読書」の3つのテーマを掲げており、各学校でも環境教育に積極的に取り組んでいるところである。

(3) 学習指導要領の改定

平成29年3月、文部科学省は小学校及び中学校学習指導要領の全部改正について公示した。新小学校学習指導要領は平成32年4月から、新中学校学習指導要領は平成33年4月から施行される予定である。

新学習指導要領には新たに前文が加えられ、「これからの学校には、＜中略＞一人一人の児童が、＜中略＞持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」との記述が加えられ、全ての教科を通じて持続可能な社会に向けた教育を行うべきことが強調されている。

教科別の指導要領においても、例えば小学校家庭科では「持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせる」とされている。

また、中学校社会科の地理的分野と公民的分野では、「国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること」とされるなど、持続可能な社会の担い手を育成することについて充実が図られている。

(4) 環境教育等促進法の制定・施行

「推進法」（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年））から「促進法」（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）へと全部改正され、平成24年（2012年）10月に施行された。

この中では、地方公共団体に対して、「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を策定するよう促している。

また国では、促進法の規定により「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を平成24年6月に作成し、公表している。

この基本方針には、環境保全のために求められる人間像など環境教育の推進に関する基本的な事項のほか、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などが記載されている。

※このほか、以下の項目について記載を検討

- 持続可能な開発目標（SDGs）の採択
- パリ協定の締結
- あいち・なごや宣言の採択
- 環境首都さっぽろ宣言10周年
- 温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化
- 生物多様性の損失
- PM2.5による大気汚染
- 気候変動による大雨や暴風の増加など

2 改定の目的

札幌市では、持続可能な社会をつくるため、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることを目標に、環境教育に関するさまざまな施策を進めてきた。

2007年（平成19年）に改定した「札幌市環境教育基本方針」の下、子どもを重点化対象として、4つの取組の柱に基づき事業を実施することによって、環境問題に「興味・関心を持ってもらう」という環境教育の第1段階においては、一定の成果を上げたといえる。（【<資料編>これまでの取組と評価】参照）

しかしながら、社会に存在するさまざまな環境問題は子どもばかりで解決に向かうものではなく、大人に対しても環境問題について認識を広げ、行動を促していく必要性が高まっている。

そこで、これまで行ってきた子どもに「興味・関心を持ってもらう」取組に加えて、子どもにも大人にも「自ら考え・実行する」段階へと進むように取組を広げていくように環境教育基本方針を改定する。

第2 札幌市の環境教育・環境学習の基本的な事項

1 基本的な考え方

私たち人間は一つの生物種として、この地球の上で他の生物と運命共同体ともいえる関係を成している。

人間は、化石燃料をはじめとした地球上のさまざまな資源を利用して地球環境に負荷を掛けながら生きており、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。

地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えはじめており、札幌にしながら、世界のさまざまな場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっている。

私たちは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人間の活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容を起こして将来にわたって持続可能な社会を実現していかねばならない。

そのためには、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結び付けていくための、環境教育・環境学習が必要である。

持続可能な社会の実現のため変革を進める人としての役割を担う子どもたちを支援することは、これからも環境教育・環境学習の中心であり続ける。

そして、子どもたちに可能な限り良好な環境を引き継ぐため、多くの人が環境保全について考え、行動し、子どもたちをリードする役割を担えるような環境教育・環境学習を行っていく必要がある。

2 札幌市の環境教育・環境学習の基本理念

都市と自然の共存や積雪寒冷地という札幌の特徴を生かしながら、次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な社会の実現に向けて

環境保全を、自らの課題として捉えて積極的に実践する人を増やす

ことを環境教育・環境学習の基本理念と定義する。

3 本基本方針における環境教育・環境学習とその分野

(1) 環境教育とは

促進法における環境教育の定義…「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

本方針でもこの定義を踏襲するが、「教育」という言葉には知識のある人が知識のない人に伝えるというニュアンスが強いので、より自ら主体的に学ぶニュアンスに近い「学習」という言葉を合わせて使うこととし、「環境教育・環境学習」と表現する。

(2) 環境教育・環境学習の対象分野

第2次札幌市環境基本計画に示される施策の方向と整合を図り、環境教育・環境学習の分野を4つに分類する。

ア 大気、水、土壌その他の環境の保全

われわれの生活を取り巻く空気、水、土壌に汚染がなく安全な環境の中で生活できることは、札幌で生活する人々にとって生活の前提となる。

高度成長の中で発生した公害などをさまざまな取組によって克服してきた。

今後も汚染されるような事態が起きぬように努力を維持していく必要がある。

汚染のない安全な環境を維持するには継続した努力が必要であること、また安全な環境に慣れてしまうとこの努力について忘れがちであることを理解し、自らが汚染源とならないようにすることの認識を広げるための環境教育・環境学習が必要である。

イ 低炭素社会の実現

温室効果ガスの増加が地球温暖化を招き、異常気象・極端な気象を引き起こしているといわれている。

しかしながら、現在の生活は、その大部分が化石燃料を由来とするエネルギーに支えられている。特に札幌は冬期間の暖房エネルギー消費量が他地域よりも大きく、化石燃料由来のエネルギー消費を抑制することは温暖化対策にとって大変重要である。

そのため、灯油やガスなどの化石燃料の消費を抑えるよう省エネを推進すること、温室効果ガスを増加させない再生可能エネルギーへと転換することなどの必要性を多くの市民が理解し、自ら実行していくための環境教育・環境学習を進めていく必要がある。

ウ 循環型社会の実現

都市においては、さまざまな資源やエネルギーを利用して生産された製品を大量に消費し、最終的に廃棄物として処分している。

札幌市では平成21年のごみ排出ルールの変更により、燃やせるゴミの量は大幅に減少し、清掃工場の一つを停止することができ、また、事業系廃棄物の減量も進んでいる。

持続可能な社会のためには、天然資源の消費を抑制し環境負荷を下げるべく、さらなるごみ減量とリサイクルを推進することなど、可能な限りごみを資源として循環利用する社会を実現していくことが必要である。

循環型社会を築いていく必要性やごみの排出ルール、リサイクルの方法、ごみ処理に関する情報などを確実に伝え、一人一人の実行につなげる環境教育・環境学習が必要である。

エ 自然共生社会の実現

人間の暮らしは食料や水など生態系から得られる恵みによって支えられている。

過度の人間活動がもたらした動植物の生息環境の変化や消失が、将来の人間を脅かす事態につながっていく。

人は生き物同士のつながりの中で存在を許されているのであり、多様性を保全することが持続可能な社会の実現につながっていることを一人一人が理解し、自然環境への負荷を減らすライフスタイルに転換していくことが求められている。

また、札幌は周囲を豊かな自然に囲まれていることで、クマやシカなどの野生鳥獣が身近に生息しており、人間生活とのあつれきが生じやすい状況にある。生き物

札幌市環境教育基本方針骨子案（H31年3月改定予定）

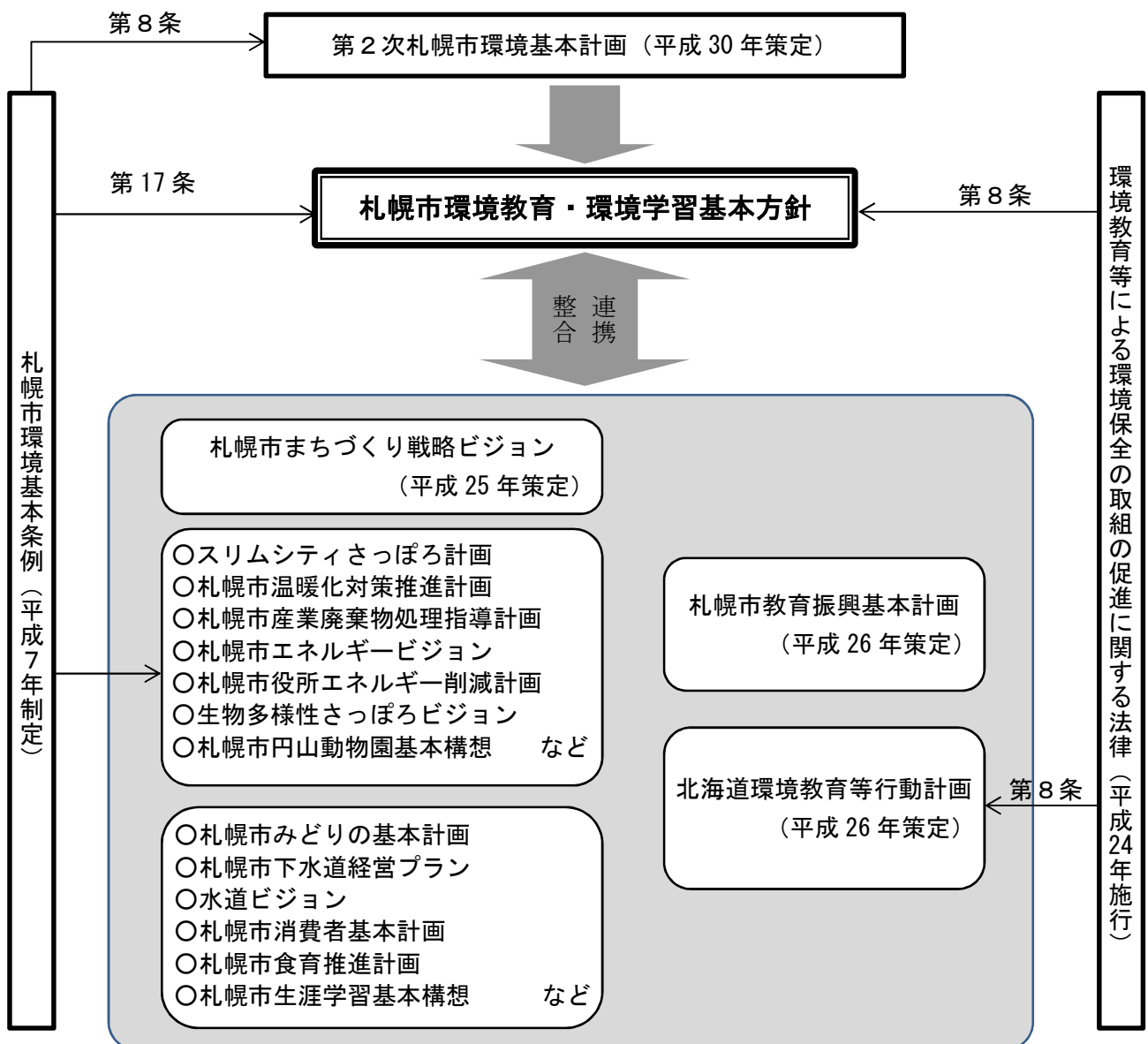
同士のつながりを保全するためにも野生鳥獣を排除するのではなく、いかに共生していくかを考え、実行する必要がある。

4 目指す将来像

本方針による各種の取組が成果を上げ続けることによって、次のような社会が実現されることを目指す。

- 多くの市民が「持続可能な社会とは何か」について理解している
- 多くの市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている
- 多くの子どもたちが教育機関での授業を通して環境保全について学び、環境配慮行動を自らの家庭に普及・浸透させている
- 環境に配慮した行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている

5 本方針の位置付け



第3 札幌市の環境教育・環境学習の取組

1 環境教育・環境学習の取組の方向性

(1) 関心を持つ人・理解する人を増やす取組

環境問題について全く関心のない人、気付いてもない人に、自らに関係のあることであると認知、理解してもらう目的で行う取組

(2) 考える人・実行する人を増やす取組

環境問題や環境保全の活動について気付いた人や関心を持つ人に、より深く考えてもらったり行動に移してもらったりする目的で行う取組

(3) リードする人・広げる人を増やす取組

環境保全活動の優れた取組をリードしたり、他に広げていく人を支援したりする目的で行う取組

2 環境教育・環境学習の取組の柱

取組の全体見取り図

対象世代	取組の柱	気付く 理解する	考える 実行する	リードする 広げる
子ども 世代	教育機関等の支援	教材提供 体験の機会提供 施設の整備 1	専門家の派遣 教員の支援 2	事例の共有・拡散 専門家との結びつき 3
	教育機関等以外の場の充実・機会の提供	施設の充実 施設間の連携 機会の提供 4	施設での環境教育 機会の提供 5	優良事例の発表 「環境人材」の育成 6
大人 世代	場の充実・機会の提供	施設の充実 機会の提供 7	施設での環境学習 機会の提供 8	施設を使った広げる取組 「環境人材」の育成 9
	情報の収集と発信	普及啓発 広報活動 10	行動の提案 行動の後押し 11	優良事例表彰 団体間連携 12

※ 4～6については、「親子」を対象とした取組も含む。

(1) 子ども世代を対象とした取組

ア 学校などの教育機関で行われる環境教育の支援

(7) 学校で行われる環境教育に必要な情報や教材などの提供、体験の機会の提供

札幌市教育振興基本計画では「札幌らしい特色ある学校教育」の中核として「雪」

「環境」「読書」の3つのテーマを挙げている。

各学校ではこの基本計画に加え、今後施行される新学習指導要領に基づき、教育する児童生徒に合わせてカリキュラムを組んで教育活動を行っていく。

環境教育の取組としては、各学校の授業で環境問題を取り上げやすくするため、学校独自では用意することが難しい環境教育の体験用教材や、施設見学の交通手段などを提供していく。¹

また、子どもたち一人一人が環境問題を身近に感じ、簡単な環境保全活動に気付くためのツールとして、エコライフレポートを継続して提供していく。¹

さらに、環境保全アドバイザー・環境教育リーダーなど外部の専門家派遣制度を推進し、学校で行われる環境教育を支援する。²

(イ) 学校で行われている環境教育の事例共有

環境に関する学習活動研究実践校の事例研究会や、エコスクール事業、エコアクション事業などにより、子どもたちが身近な題材を通して平和や環境と自分との関わりを考えたり、自分ができることに取り組んだりする教育活動を推進する。²

また、学校で行われている実践をあらゆる人が自らの活動の参考にできるよう、情報発信を行う。³

(ウ) 教員向けの研修

札幌市教育センターにおいて行われる教員研修で、環境教育に関する専門的研修講座を設け、学校における環境教育の実践を推進するための担い手を育てる。²

新学習指導要領で「持続可能な社会の担い手」を育てていくことに対応し、SDGsなどの基本知識を習得するための研修を環境局が教員向けに実施する。²

(エ) 教育機関と外部専門家を結び付けるコーディネート

全ての教員が環境教育に関する深い知識やスキルを持つわけではなく、外部専門家の助力を必要としている一方で、外部専門家はどの学校のどの教員がその助力を必要としているかの情報を得ることができない。

これを仲立ちするコーディネート機能を充実させ、学校における外部専門家の助力を支援する。³

(オ) 学校向けの環境教育設備の整備

地球温暖化などの環境問題への対応や子ども等への環境教育に活用する観点から、環境に配慮した施設整備を行う。¹

イ 教育機関以外の環境教育・環境学習の場と機会の充実

※ 本項は、子ども世代向けの場や機会として分類したが、親子で参加する取り組みも含み、その効果が子どもから親へと波及することを期待している。

(ア) 場の充実

環境教育・環境学習関連施設の展示物の機能向上や企画、イベントなどを充実させ、環境問題に興味を持つ人を増やす取組を行う。⁴

関連施設間の連携を推進し、来場者に他の施設の案内をしたりイベント情報の

共有をしたりするなど、環境問題に触れる機会を増やす取組を行う。[4]

(イ) 機会の提供

将来の環境保全の主役を担う子どもたちに、環境問題に関心を持ってもらうよう普及啓発イベントを開催する。[4]

市内各所で行われている子どもを主とする環境保全活動の情報を収集し、相互の活動を促進するよう支援する。[5]

環境に関心を持つ経験をした子どもたちの意欲が途切れないように、次の活躍の場を作って支援を続けていく。[5]

先進的な取組を発表共有する機会を提供する。[6]

(ウ) 「環境人材」の育成

地域社会で環境教育・環境学習を担う人材「環境人材」を育成する。市内各所で行われている自然体験活動を支援する指導者の養成、質の向上を推進するための取組を行う。このような人材の活躍の場を増やしていくことで、さらに環境人材の育成が推進される。[6][9]

（外部専門家としての認定、場の認定、専門家登録などを行うことについて検討要（認定基準、専門家の品質維持、データベース化などを行う必要がある。）
促進法でいう人材認定、場の認定に相当するもの。

(2) 大人世代を対象とした取組

ア 環境教育・環境学習の場と機会の充実

(7) 場の充実

環境教育・環境学習関連施設の展示物の機能向上や企画、イベントなどを充実させ、環境問題に興味を持つ人を増やす取組を行う。[7]

関連施設間の連携を推進し、来場者に他の施設の案内をしたりイベント情報の共有をしたりするなど、環境問題に触れる機会を増やす取組を行う。[7]

施設において、企業や団体の環境教育・環境学習活動の場を広げる機会を作ったり、関係者で共有したりすることにより、活動の幅を広げていく取組を行う。

[9]

(イ) 機会の充実

消費者教育、まちづくり活動などの機会を捉えて、専門家派遣や出前講座、さっぽろ市民カレッジなどにより、環境問題に関心を持ち行動する人を増やす取組を行う。[7][8]

環境に関するよろず相談窓口を維持し、市民が環境に関する興味を持ったときにいつでもその後押しをできるような体制を敷く。[8]

エコメンバーの登録、CSR活動の後押しをしていく。[8]

先進的な取組を発表共有する機会を提供する。[9][12]

イ 環境教育・環境学習に関する情報の収集と発信

(7) 普及啓発、広報

環境問題についての情報を得ることのできる一般市民向けイベントを開催して、関心を持つ人を増やしていく。[10]

環境首都・SAPPOROに住む人々の誇りを高める広報を行う。¹⁰
低炭素社会・循環型社会・共生社会を推進していることを周知する広報活動を行う。¹⁰

(イ) 行動提案、行動契機づくり

環境配慮に関心を持つ人が行動に移すための契機や後押しをするための取組を行う。¹¹

事業者の省エネを推進するための省エネ技術者を養成し、必要とされる事業者に派遣する。¹¹

(ウ) 専門家、団体（学校、企業その他の事業者）の協働

中間支援組織を活用して、環境教育・環境配慮活動を活発に行っている団体などとの連携を深める。¹²

環境教育・環境学習団体ネットワークを作り、活動の場や活動の幅を広げる支援を行う。¹²

3 取組に際して考慮すべき事柄

(1) 札幌市特有の自然や社会特性を踏まえて行う

本市は、四季の変化が明瞭で、みどりや水などの自然に恵まれている。このように豊かな環境が、毎年多くの観光客が訪れる魅力ともなっている。都市と自然が調和した札幌の環境の魅力を守って、札幌のみならず北海道全体の魅力向上にもつなげていくことが必要である。

一方で、積雪寒冷地であることから暖房などのエネルギー消費は他の地域よりも多く、特に市民生活に関わる部分からの温室効果ガス排出量が多いといった課題を抱えており、このような特性を踏まえた環境教育・環境学習が行われることも必要である。

さらに、下水道や清掃工場など環境に関わる社会インフラが整っており、環境プラザをはじめとした環境教育・環境学習関連施設が市内各所に設置されている環境を生かして、環境教育・環境学習を進めていく必要がある。

札幌には、スパイクタイヤによる粉じん問題を克服したり、家庭ごみ有料化をきっかけにごみの減量を実現したりという歴史もあり、これらの経験から学んだことを環境教育・環境学習につなげていくことも必要である。

(2) 自然からの恩恵や自然との共生を大切にする感性を重視する

人類は地球という一つしかない星の中でさまざまな自然の恵みを受けながら生存してきたが、豊かで便利な生活を求めたことによって、自然を破壊し、大きな環境問題を引き起こしている。

私たちは人類が自ら持続可能性の危機を招いたことを認識し、自発的に環境を大事にする行動へとつなげていかなければならない。

人類は地球や自然と共存していかなければならないことを改めて考え、いのちとの関わりを大切にし、自然の豊かさやいのちの尊さについて感性を磨き、関心を持って、環境問題を縮小させる行動を選択していく。

(3) エコライフの実践を目指す

日本には古くから環境に配慮した文化が根付いており、「もったいない」などの生活の知恵を大切にすた生活習慣があった。

近代化高度成長を通じて日本は経済成長を遂げ生活は便利で豊かになったが、大量生産大量消費社会の結果、行き過ぎたエネルギー消費社会になっている。

持続可能な社会を目指すため、一人一人がこの行き過ぎたエネルギー消費を抑え、日常生活での環境に配慮した行動、いわゆるエコライフを実践していくことが重要である。

また、食べ物を通して健全な心身とともに豊かな人間性を育む「食育」の重要性が取り上げられている。食の安全性確保は重要な問題だが、その生産過程や流通経路にまで配慮する「フェアトレード」や「地産地消」など「エシカル消費」を選択するなど、食と環境との関わりについて学ぶことも必要である。

既にエコライフを実践している人は、エコライフの大切さを他の人に伝える役割を担うなど、多くの人々の力で市民全体にこの行動を定着させていくことが期待される。

(4) 体験を重視する

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは具体的な行動には結び付きにくい。

地域の身近な課題に対する取組を体験することによって、実感を伴って学ぶことができ、地域への関心に裏打ちされた行動につながる。

特に子どもの頃に、自然環境の中で体験した驚きや感動などは、生涯における環境に対する価値観の形成に大きな影響を及ぼす。動物などの生き物とのふれあい、自然の中での体験は、五感（触れる・見る・聞く・嗅ぐ・味わう）に基づき環境の大切さを体感し、環境を大切に思う心を養い、人格形成のためにも貴重なものである。

また、自然体験だけではなく、家庭におけるごみの分別、町内会でのごみ拾いや花植え・植樹活動など身近なところにも環境に関わる体験をする場面がある。

学校では、教科書での学習を発展させ、太陽光発電や学校ビオトープなどの教材の活用や、学校給食フードリサイクルなどの取組、環境教育・環境学習関連施設の見学学習など、体験し実感をもって環境についての理解を深めていくことが求められる。

(5) 生涯にわたって環境学習を支援する

持続可能な社会の実現のために、私たちは、生涯を通じて環境保全の意識を持ち、自ら考え、学ぶとともに、環境負荷の少ない生活を送ることが大切であり、環境教育・環境学習は継続的・持続的に行われなくてはならない。

幼児期においては、日常生活や遊びなどを通じて環境に配慮した生活習慣を身に付けることが大切である。

就学期では、主に学校における授業を通じて、自然や社会の仕組みについて理解を深め、さらに子どもたちが環境の保全のために自ら進んで実践できる態度を身に付けることが求められる。

青年・成人期以降は、家庭・地域・職場などのあらゆる場において主体的に環境に配慮した活動を実践するとともに、子どもたちに模範を示し、これまでの豊富な経験を通じて培われた環境に関する知恵や習慣などを、家庭や地域を通じて次世代に伝えることが求められる。

このように、幼児期から生涯にわたって環境教育・環境学習が継続的に行われていくことが重要であることから、生涯学習の重要な分野として位置付けていくことが必要である。

(6) 受け入れられやすい寛容な態度で行う

環境保全行動は経済成長、事業の成長を阻害すると考えられた時代が続いていた。

今や環境保全は、世界中の国が自らの問題として取り組むべきという流れに変わっており、経済成長と環境保全は両立できるものと考えられる時代になってきている。

しかしながら、環境保全の主張は理想的な状態を求め、誰もが当然に行うべきという考えになりがちで、準備ができていない人にも強制するようなことが起きやすい。

環境保全活動と経済的な成長とのバランスを整えたり、従来 of 習慣を変えたり、新しい考え方を受け入れたりするまでには時間がかかることを理解し、環境教育・環境学習を行うに際しては、寛容な態度でその幅を広げていくことが重要である。

(7) 取組の効果を意識して行う

環境教育・環境学習は、その効果が発現するまでに長い時間がかかり、取組のための努力と効果発現には長いタイムラグがあることが一般的である。このため、一旦取組を始めたならば、ある程度長期間にわたって継続することが必要である。

しかしながら、取組には必ず目標とする効果を定め、実施後にその目標に対してどの程度達成されたのかを検証するべきである。そのため、取組の前に効果を検証する手段を確立する必要がある。

新たな取組を行う際には、小規模な試験的取組を行って効果を検証し、その取組を広げるための課題を克服しつつ拡大するという段階を経るべきである。

また、目標とする効果が上がらない取組の中止も重要である。効果の上がらない取組にかかる努力を効果の上がる取組に振り向けることによって、将来の姿により早く到達する可能性が高まると考えられる。

取組を開始したときから、その取組には利害関係者、期待する人、依存する人が現れるため、取組の中止には多大な労力が必要となるが、効果性の検証結果などを踏まえて丁寧に説明を行い、毅然として中止を決断することも必要である。

4 環境教育・環境学習の主体に期待される役割

環境教育・環境学習は、社会を構成する多様な主体の参加と協働により、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場において行われるとともに、これらの場が相互に連携して取り組まれる必要がある。

ここでは、環境教育・環境学習を行う各主体に期待される役割を示す。

(1) 学校など

ア 学びと実践の場

学校での環境教育は、子どもたちに環境に関する知識を身に付けさせ、学習を通じて学校生活のみならず、家庭生活や地域においても環境に配慮した行動を起こし、継続的な実践につなげていくよう指導していくことが求められている。

学校での環境教育は教科として独立しておらず、各教科（社会科、理科、技術・家庭科、保健体育科等）や総合的な学習の時間などにおいて行われている。

このような状況では、断片的な知識をばらばらに伝えることになりかねないので、環境問題を体系的・計画的に伝えていくように意識して実施することが必要である。

また、授業以外の特別活動、児童会・生徒会活動やPTA活動などあらゆる活動の中で、環境教育・環境学習の取組が求められる。

なお、就学前の子どもに対する環境教育は、良い生活の習慣化に大きな影響を与えると考えられることから、幼稚園や保育所などにおいても環境保全意識を育てるような活動を行うことが求められる。

イ 教員の知識・意識・能力向上

子どもたちへの適切な環境教育を行うためには、まず教員が環境教育の意義や必要性を十分に理解することが重要であり、そのためには、教員向けの環境に関する情報を吸収して知識としていくことが必要である。

また、教員は学校生活において、子どもたちの手本となるよう、環境に配慮した行動を日々実践し、その姿勢を見せていくことが必要である。

ウ 学校が行う連携・協働

学校は、子どもの学習の場であると同時に地域の施設という面も有しており、札幌市では地域に開かれた学校を目標の一つとしている。

学校には、周辺地域や職場、札幌市などと連携・協働し、子どもたちへの環境教育・環境学習の機会を提供することも期待される。その際、より効果的な環境教育・環境学習を実施するため、専門家や市民活動団体などと積極的に連携することが求められる。

さらに、PTAには家庭と学校における環境教育・環境学習をつなぎ、家庭での具体的行動の啓発などの役割も担うことが期待される。

(2) 家庭

家庭は、日常生活における環境に配慮した行動の実践の場として重要な役割を担っており、親と子どもがこれまでの日常生活を見直し、環境に配慮した生活などについて話し合い、また、お互いが教え合い、環境に配慮した行動を定着させていくことが求められている。

また、家族で野外に出掛け、自然とのふれあいを通じ、環境やいのちを大切にする

心を育てることも重要な環境教育・環境学習の要素である。

(3) 地域

ア 地域団体で行われる環境教育・環境学習

町内会をはじめ、子ども会や老人クラブなど地域にあるさまざまな組織は、それぞれ特有の目的をもって組織され、活動している。

それらに共通する地域の安全確保や住民同士のコミュニティ維持といった目標は、究極的には持続可能な社会の形成と同じ方向にある。

各主体の特定の活動が直接的に環境保全を行う内容でなくとも、持続可能な社会の形成に波及することを共有できるのであれば、それは環境教育・環境学習につながる活動であるといえる。

イ さまざまな組織の連携・協働

環境に関連する活動団体は、札幌市などあらゆる主体と積極的に連携・協働し、地域における環境活動のコーディネートなどを行うことが期待される。

さらに、地域の活動として自然学校など年齢に関係なく環境について学べる場などでは、世代を越えた人のつながりが期待でき、生涯学習の場として活用していくことも求められている。

(4) 事業者

ア 職場内での環境教育・環境学習

事業者は、事業活動を行う上で環境に負荷を与えることは避けられないことを認識し、環境に配慮し持続可能な社会に貢献する経営を行うことが、事業継続にとってますます重要になっている。

環境マネジメントシステムを取り入れている事業者では、そこで働く人々に対して少なからず環境配慮への行動を促す環境教育・環境学習は行われているが、より多くの事業者が組織で働く人々に職場研修の機会を通じて環境教育・環境学習に取り組んでいくことが期待される。

イ 地域社会への貢献

事業者も地域の一員として、地域の美化、緑化、清掃活動などの活動への積極的な参加を通じて、地域の環境保全に寄与することが期待される。

また、独自の専門能力を生かして、例えば学校に講師を派遣したり、地域住民に向けて施設の見学会を行ったりするなど、環境教育・環境学習の場の提供も期待される。

(5) 環境関連施設

ア 各施設の得意分野を生かした環境教育・学習

市内の環境関連施設は、それぞれの設置目的のために活動することが第一義であるが、その活動が環境教育・環境学習につながっていることを再認識し、環境保全を意識した展示方法等により、施設利用者を通して、市民の環境保全意識の向上に貢献することも期待される。

イ 関連施設の情報提供

札幌市の環境活動の拠点施設「環境プラザ」をはじめとする市内の関連施設が、各施設で実施する行事や展示物、更新情報や学習できる分野などを、相互に情報交換して発信したり、共同の企画を実施したりすることにより、より多くの市民への環境保全意識の向上に貢献することが期待される。

(6) 札幌市

ア 各主体への支援、情報提供

札幌市は、それぞれの主体（家庭・学校・市民団体・事業者など）における自主的な環境活動が円滑に行えるよう、関連情報の取りまとめや効果的な提供のほか、環境教育・環境学習の拠点となる場の整備、機会の提供や、普及活動などの支援を行う。

イ 各主体間の連携・協働の支援

市全体で環境教育・環境学習を推進するため、それぞれの主体（家庭・学校・市民団体・事業者など）による環境活動を、地域社会全体の活動へと広がりをもたせていく必要がある。

本市はそれぞれの主体と協働し、活動を支援する中心的役割を担っていく。

また、環境教育・環境学習における効果的な施策をそれぞれの主体と連携して進めるとともに、市民の模範として環境に配慮した行動を率先し、市民や事業者に広げていく。

第4 環境教育・環境学習の評価と改善

1 推進体制

本基本方針に基づく取組を着実に進めるため、施策の進捗状況や効果などを定期的に評価、検証する「札幌市環境教育・環境学習基本方針推進委員会」を、学校・家庭・市民団体・事業者・札幌市等により構成する。

2 点検・評価・改善

本方針に基づく環境教育・環境学習の取組状況をはじめとして、特徴的な取組事例を集め、推進委員会での協議を踏まえて、環境白書等により公表する。

この点検結果のほか、環境問題に関する社会情勢や国内外の動向、本市の環境の変化なども考慮し、必要に応じて、柔軟に基本方針の改善や見直しを行っていく。